

令和7年度第1回 福生市子ども・子育て審議会

日時：令和7年7月2日（水）午後2時から
場所：福生市役所第2棟4階 第1・2委員会室

1 開会

【事務局】本日は、委員の皆様には大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。令和7年4月1日付けで事務局におきまして人事異動がございましたので、この場をお借りいたしまして紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

【事務局】それではただいまから「令和7年度第1回福生市子ども・子育て審議会」を開会させていただきます。

(欠席委員報告)

2 新任委員への委嘱状交付

【事務局】次第2、新任委員への委嘱状交付でございます。令和7年4月1日より新たに1名の方が委員に就任されましたので、福生市子ども・子育て審議会条例第3条第2項の規定に基づきまして、委嘱状の交付を行います。なお、任期につきましては同条例第4条第2項の規定により前任者の在任期間となります令和7年8月20日までとなりますのでよろしくお願ひいたします。なお本日は公務の都合により加藤市長に代わり福島副市長より委嘱状を交付いたします。

(加藤市長に代わり、福島副市長より委嘱状を交付)

(新任委員より挨拶)

3 市長挨拶

(加藤市長に代わり、福島副市長より挨拶)

4 会長挨拶

(会長より挨拶)

5 議題

(1) 令和6年度第6回子ども・子育て審議会会議録について

【事務局】【資料1】をお願いいたします。こちらは前回令和7年2月14日に行われた子ども・子育て審議会の会議録でございまして、お名前を伏せた形で、市のホームページに公開する予定でございます。こちらの会議録につきまして、御意見等がございましたら、7月16日水曜日までに事務局へ御連絡いただければと存じます。いただいた御意見等に基づき、事務局にて会議録を修正後、市ホームページに公開させていただきます。

(2) 福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）の令和6年度進捗状況結果について

【事務局】【資料2】及び【資料3】をお願いいたします。また本日お持ちいただきました福生市子ども・子育

て支援事業計画第2期の冊子では、65ページからの第3章と72ページからの第4章の部分となりますのでよろしくお願ひいたします。それでは初めに、子ども・子育て支援事業計画の概要について説明をさせていただきます。この計画は、子育てをしやすい社会についていくために、国や地域を挙げて子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築するするために成立した子ども・子育て支援法を初めとする法律と子ども・子育て支援新制度の仕組みに基づき、各自治体が作成している計画でございます。福生市では、第2期福生市子ども・子育て支援事業計画として、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画を策定しております。昨年度市議会においては、計画期間中の総括として、各目標の取組についておおむね達成し、着実に各事業の推進充実が図られた旨を説明させていただいております。本日は計画の最終年度である令和6年度の進捗状況について説明をさせていただきます。

【資料2】を御覧ください。資料2の1に記載のとおり、第2期では、「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」を基本理念に掲げ、六つの基本目標を定めております。この目標に向かって、年度ごとに各担当課が具体的な事業目標を定め、その実施状況について評価をしております。次に、2の令和6年度の事業数につきまして、再掲を含めまして251事業でございまして、基本目標別の事業数は記載のとおりとなってございます。続きまして3、令和6年度進捗状況でございますが、評価方法は、令和6年度の事業目標に対する実施率により評価をしておりまして、実施率90%以上がA評価、実施率50~90%がB評価、実施率50%未満がC評価、未実施がD評価となっております。資料裏面を御覧ください。(2)に目標別及び評価別の事業数を記載してございます。評価ごとの事業数の合計を見ますと、A評価241事業、B評価10事業、また、C評価D評価及び廃止となった事業はゼロという結果となってございます。A評価は全体の96.0%という結果でございますので、着実に各事業の推進充実が図られているものと捉えております。

次に【資料3】をお願いいたします。こちらは各事業の進捗状況と評価をまとめたものでございます。時間の都合もございますのでここでは、令和6年度に新たな取組を行った事業を中心に説明をさせていただきます。2ページをお願いいたします。初めに、10番「産後ケア事業」を御覧ください。こちらは産婦の心身のケア及び育児のサポートを行うもので、令和6年度の申請者数は180人でございました。類型ごとの実績は、短期入所型が35人延べ65泊、通所型が108人延べ304日、居宅訪問型が44人延べ84日となっております。令和6年度には、通所型を実施する事業3位が1か所追加となりました。また、令和6年度から新たに里帰り先で受けた産後ケアの費用助成を開始してございます。次に3ページをお願いいたします。18番「特定不妊治療費助成金(先進医療)」を御覧ください。こちらは、保険診療である特定不妊治療とあわせて実施した保険適用外の先進医療について、治療費の一部を助成するものでございます。令和6年度から先進医療に係る助成を開始し、8人に助成金を交付しております。続きまして、19番「バースデーサポート事業」を御覧ください。こちらは、1歳を迎える子どもがいる家庭に対し、子育てに関するアンケートを実施し、回答いただいた方に育児パッケージを贈呈する事業でございまして、配布者は385人でございました。こちらの事業につきましては、育児パッケージの金額を令和5年度までは1万円相当としてございましたが、令和6年度から第一子は6万円相当、第二子は7万円相当、第三子以降は8万円相当に拡充しております。続きまして6ページをお願いいたします。下段、基本施策1、地域における子育て支援サービスの充実の2番「子育て支援カード発行事業」を御覧ください。こちらは、妊婦または中学生以下の子どものいる世帯が、市内の協賛店利用時にカードを提示することで、特典が受けられる事業でございます。本事業につきましては、令和6年3月に、カードの電子化を行いました。令和6年度はショート動画を作成して、周知の強化を図り、電子会員カードの新規発行・更新件数は314件でございました。また、専用ウェブサイトにおいて、協賛店情報の更新や写真の掲載を行い、内容の充実を図っております。続きまして14ページをお願いいたします。2番「学校給食事業」を御覧ください。令和6年度は、日本の行事、記念日の食事、郷土料理及び世界の料理を77回提供いたしました。また、保護者負担の軽減を図るため、令和6年4月から、福生市立小中学校に通う全児童生徒の学校給食費を全額公費負担といたしました。続きまして19ページをお願いいたします。下段、基本施策1、子どもの居場所づくりの1番「ふっさっ子の広場事業」を御覧ください。こちらは、放課後に小学校内の施設や校庭を利用し、安全な見守りの中で、子どもが安心して楽しく過ごすことができる学び・体験・交流の場を設けるものでございます。令和6年度の来室児童数は、前年度比1,063人減となっておりますが、こちらは、入学者数の減少によるものと考えております。また、学童クラブとの合同イベントを7か所で合計399回実施いたしました。令和6年度は、ふっさっ子の広

場の開所時間について、冬季の開所時間を1時間延長し、通年で午後6時までの開所といたしました。令和6年度の進捗状況の説明は以上となります。なお、令和7年度以降は、令和7年3月に策定しました福生市こども計画に基づく具体的な取組をまとめた福生市こども計画アクションプランにより取組状況を確認してまいりますのでよろしくお願ひいたします。

(3) 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の令和6年度実績について

【事務局】【資料4】をお願いいたします。また冊子の計画では111ページからの第5章の部分となります。まず、議題(2)でも説明をさせていただきましたが、福生市子ども・子育て支援事業計画第2期は、令和2年度から6年度を計画期間としております。計画の第5章では、幼稚園、保育園等の教育・保育施設や保育園の延長保育、学童クラブ事業等の地域子ども・子育て支援事業について、各年度の量の見込みと、それに対してどのくらいの定員等を用意していくのかの提供料等について定めております。なお、量の見込みにつきましては、計画策定に当たり、平成30年度に実施したアンケート調査及び5年間の人口推計に基づき算出したものでございます。

資料1ページ目の「教育・保育施設及び地域型保育事業」を御覧ください。表の右側の年度の下に1号2号3号とありますが、こちらは教育・保育給付の認定区分でございまして、1号につきましては、3歳以上で保育を必要とせず、幼稚園等に入園を希望する子どもとなっております。また2号は3歳以上で、保護者が就労等で保育を必要とする子どもとなっておりますが、このうちの教育希望とありますのは、保育の必要があるものの、幼稚園等の教育施設に入園を希望する子どものことで、左記以外とは、保育園に入園を希望している子どもとなります。3号は0歳・1歳・2歳で保育が必要な子どもとなっております。次に表の上段の提供体制(計画時)としている、網かけ部分につきましては、保育園、幼稚園等の量の見込みとその確保量となっております。また下段の実績値に令和6年度の実績を記載しております。このうちニーズ量とは、実際の申込み者数となっており、その下の提供量(定員数)は、保育園、幼稚園等の定員となっておりまして、ニーズに対し、どのくらいの定員を用意することができたかを示しているものでございます。さらに下の受入実績につきましては、実際に令和6年4月1日現在で、幼稚園保育園等に受入れをした人数を記載しております。続きまして、認定区分ごとの実績について御説明いたします。1号につきましては、ニーズ量の欄に記載しております。239人のニーズに対して、受入実績合計欄にございますとおり、市内の幼稚園で215人の受入れをしました。なお、残り24人は市外の幼稚園で受入れを行っています。次に、2号の教育希望の子どもにつきましては、64人のニーズに対して、市内の幼稚園で52人の受入れをしました。なお、残りの12人につきましては、1号同様に市外の幼稚園で受入れを行っております。続いて2号の保育園希望の子どもにつきましては、723人の申込みに対して709人の受入れをしました。残りの14人につきましては、市外の保育園等で受入れを行っています。次に、3号の1・2歳につきましては、478人の申込みに対して、市内の保育園で460人の受入れをしました。残り18人につきましては、市外の保育園等に入園した方が11人、入所保留児が7人となってございます。なお、この入所保留児につきましては、特定の園のみを希望していることにより入所できなかったものであるため、待機児童にはカウントいたしません。そのため、令和6年4月入所では、待機児童はゼロとなっております。次に3号の0歳につきましては、89人の申込みに対して、市内の保育園で83人の受入れをしました。なお、残りの6人のうち2人は市外の保育園等で受入れを行い、4人は入所保留児となってございます。

次のページをお願いいたします。このページ以降につきましては、地域子ども・子育て支援事業の計画値と実績値を記載したものとなっておりまして、網かけ部分が提供体制の計画値となってございます。初めに、(1)利用者支援事業でございます。こちらにつきましては、提供体制と実績の差はございませんでした。なお、これまでの母子保健型にかわり、令和6年度からは、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援を行うこども家庭センター型を新たに実施しております。続いて、(2)時間外保育事業(延長保育事業)でございますが、408人の提供体制に対して657人のニーズがございました。こちらにつきましては、実際の提供量をニーズに合わせて調整をした結果、実績は657人となってございまして、過不足はゼロとなっております。続いて(3)学童クラブ事業でございますが、こちらは令和6年4月入所の数字となっております。ニーズ量は582人となっておりまして、提供量788人に対して206人分余裕があるという状況でございましたが、1人につきましては、特定のクラブのみを希望したため、入所保留児となっております。保留児の考え方は保育園と同様に、待機児童にはカウントしま

せんので、令和6年4月入所では待機児童はゼロとなっております。

次のページをお願いいたします。（4）子育て短期支援事業につきましては、提供体制59人に対して88人の実績でございました。続いて（5）乳児家庭全戸訪問事業につきましては、提供体制356件に対して実績が328件でございました。続いて（6）①養育支援訪問事業につきましては、提供体制3人、訪問件数137件に対し実績値が3人、82件でございました。また（6）②要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業につきまして、令和6年度の会議実施回数は、記載のとおりとなっております。続いて（7）地域子育て支援拠点事業につきましては、提供体制14,734人に対して12,201人の実績でございました。

次のページをお願いいたします。（8）幼稚園における一時預かり事業につきましては、在園児の預かり事業となっておりまして、提供体制14,559人に対して10,352人の実績でございました。続いて、（9）保育所 ファミリー・サポート・センターにおける一時預かり事業につきましては 提供体制10,670人に対して605人の実績でございました。続いて（10）病児保育事業につきましては、提供体制2,400人に対して822人の実績でございました。次に、（11）ファミリー・サポート・センター事業につきましては、提供体制432人に対して176人の実績でございました。最後に（12）妊婦健康診査につきましては、提供体制385人、健診回数5,400回に対しまして、実績が376人、5,598回でございました。説明は以上でございます。

【委員】今御説明いただいた中で提供体制と実績の受入数が結構大きく乖離しているところが2、3個あったかと思うのですが。実際に受け入れられたのは、例えばこの2ページ目の（2）でいくと、延長保育事業の保育園が、実施してくれるところが増えたとか、それぞれどういうふうな形で実際に対応していただけたのか、もしくは余ったところについては、規模が縮小されたのかとか、教えていただければと思います。（2）時間外保育事業（延長保育事業）、（7）地域子育て支援拠点事業、（9）保育所、ファミリー・サポート・センターにおける一時預かり事業について、分かる範囲で結構ですので教えてください。

【事務局】（2）時間外保育事業（延長保育事業）についてでございますが、提供体制の量の見込み・提供量につきましては 量の見込みに対する数値を計画値としてこちらに記載してございます。こちらの事業は、在園児の児童が時間外保育を活用した場合に提供するものですので、ニーズ量に対して園で提供をしておりますので、提供量とニーズ量に乖離はございますが、特段影響なく事業の提供ができているという状況にございます。

【事務局】補足ですが、上の網かけ部分の提供体制については、計画を立てた当時の子どもの数や人口動態等を加味した上で算出したもので、5年前の数字なので、実際にニーズがあったものとは、どうしても乖離が出てしまうのですが、基本的にはこの表にありますとおり、ニーズがあった分に関しては、着実に対応させていただいておりますので、問題ないと考えております。

【委員】どうもありがとうございました。そうすると5年前ぐらいの計画作成時点で見込んだ数字よりも、共働きが増えた等でニーズが思ったより増えて、それに対しては、市内の各保育園の方々が、延長保育をするという対応をこの5年間でてきて全て対応できているというような理解で大丈夫ですよね。

【事務局】おっしゃるとおり、各園等が柔軟に対応していただいているので、ニーズに対しての提供はきちんとできていると考えております。

（4）第1子保育料無償化について

【事務局】第1子保育料無償化について御説明いたします。【資料5】を御覧ください。令和元年度から国により、幼児教育・保育の無償化が開始され、都が段階的に上乗せする形で対象者の拡充を行い、現在保育料がかかるのは、0～2歳児クラスに在籍する第1子のみとなっております。東京都は少子化対策は一刻の猶予もないとし、国が実施するまでの間、都において第1子の保育料を無償化する政策を打ち出しました。このことにより、保育料の改定時期に合わせた令和7年9月より、0～2歳児の第1子の保育料についても無償化を実施いたします。認可保育所における無償化のイメージを資料の上段の表に記載

しておりますので、御参照ください。なお、この無償化に合わせ、都が実施する他の保育事業につきましても補助の拡充を拡充を行います。

次に、資料の中段以下を御覧ください。幼児教育の無償化の上乗せ部分について、都が上限額の引上げを行ったため、認証保育所に通う児童への補助額の引上げを行います。あわせて、これまで上乗せ補助を行ってこなかった認可外保育施設のうち、事業所内保育施設においても、認証保育所と同額の額まで上限を引上げて、補助の拡充を行います。また、事業所内保育施設以外の認可外保育施設にも補助を行うことといたしました。補助上限の補助基準の上限額は表のとおりでございます。市において、6月の市議会定例会において、無償化に係る補正予算を計上し、事業実施の準備を行っておりまして9月からの無償化に対応していきたいと考えております。

(5) 保育所等における給食費等の公費負担について

【事務局】【資料6】「保育所等に通う3～5歳児クラスの副食費を公費により全額負担します！」を御覧ください。保護者の経済的負担の軽減と、保育所等の事務負担軽減を図るため、3～5歳児クラスに在籍する児童の副食費等について、市独自施策として令和7年9月から公費負担を実施いたします。これにより、既に市が負担している主食費とあわせ、保育所等の給食費を無償となります。また、幼稚園に通う3～5歳児クラスの給食費についても、保育所と同等の額を限度として補助を実施します。対象施設は、給食を実施している認可保育所、小規模保育園、認定こども園、幼稚園です。市外の園も対象となります。補助額は、公定価格相当額の1人当たり月額4,900円、または1回当たり350円を上限としております。なお、施設へ支払った給食費の実費額が、補助上限額を下回る場合は実費額までの補助となり、実費額が補助上限額を上回る場合は、超えた分の費用は保護者負担となります。対象児童数は755人です。事業の開始時期につきましては、令和7年9月からとなります。

最後に、その他といたしまして、市内の認可保育所及び認定こども園に通う児童の保護者には1人当たり4,500円負担いただいている、また、令和7年度は、物価高騰に伴う引上げ額相当分400円を園に公費負担する副食費補助事業を実施しています。このため、市内の認可保育所及び認定こども園に在籍する児童分については、令和7年度中は4,500円と、引上げ額相当分400円を合わせて、4,900円の補助とします。説明は以上です。

【会長】保護者への9月からですよという説明はいつ頃なされるのでしょうか。無償化と聞いていると、4月からだと思う保護者の方も多いような気がするのですけれどもそのあたりはいかがでしょうか。

【事務局】はい、こちらの開始時期は9月ですが、7月15日号の広報で皆様にお知らせする準備をしているところです。また、ホームページと、保育園を通じてもお知らせいたします。

【会長】保育園を通じてというのは、無償化の話が出ておりますが、9月からですということを保育園から保護者へ言っていただくということでしょうか。

【事務局】市からのお知らせを保育園を通じてお配りしていただく形になります。

(6) 子どもの医療費自己負担分の全額公費負担について

【事務局】【資料7】「小学生から高校生年代の医療費の自己負担分を全額補助します！」について説明させていただきます。まず、上段の四角い枠の中を御覧ください。東京都は、高校生年代までの子どもの医療費助成制度について、令和7年10月から保護者の所得制限を撤廃する方針を示しました。福生市では以前より所得制限を撤廃して事業を実施しておりましたが、今回さらなる独自施策といたしまして、受診1回につき受給者に御負担いただく200円の一部負担金を廃止し、保険診療の3割に相当いたします自己負担分については、市が全額補助をいたします。今回改正となります子どもの医療費助成制度は主に3つございます。未就学児が対象となります通称「マル乳」、小中学生が対象の「マル子」、高校生等が対象の「マル青」がございますが、いずれも東京都の制度となっております。都は令和7年10月から、これらの保護者の所得制限を撤廃いたしますが、当市におきましては、平成21年10月より、所得制限

を設けずに医療費助成事業を実施してまいりました。そして今回さらなる市の独自策として、マル子及びマル青の一部負担金も補助することで、高校生年代までの子どもの保険診療については、全て無料となります。保険診療の自己負担分を全額公費負担とし、さらなる保護者の経済的負担軽減と児童の健全な育成を図ってまいります。

次に対象児童数ですが、4月末現在4,310人で、内訳は記載のとおりでございます。開始時期は、医療証の更新時期に合わせまして、令和7年10月を予定しております。最後に下の表を御覧ください。こちらは現在と10月以降の助成範囲について一覧にしたものでございます。星マークがついているところが、都の制度に上乗せして、市が独自でサービスを実施している部分でございます。現在の福生市を御覧頂くと、マル乳・マル子・マル青の3事業とも所得制限はなし。自己負担については、もともとマル乳はありませんが、マル子・マル青は200円となっております。こちらが10月以降は自己負担がなしと改正される予定でございます。

【委員】これはあらゆる医療費についての適用、つまりは例えば子ども同士がぶつかって、骨折した際の手術代とか全部含めての医療費無料という理解でよろしいですか。

【事務局】医療証が使える範囲が保険診療分となっておりますので、基本的には保険が使えるものが対象となつておりますが、例えば第三者行為ですとかは、また別の問題が発生いたしますので、ケースバイケースかと思います。

(7) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

【事務局】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について御説明いたします。御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、本事業は令和8年4月より、市町村において実施する事業となっております。本日は、本事業の概略と今後のスケジュールをお知らせいたします。【資料8】を御覧ください。本事業の目的でございますが、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的としておりまして、現在は実施に向けて例規整理の準備や実施方法等について検討しているところでございます。次に（2）実施主体は区市町村のため、福生市が実施主体となります。次に（3）実施方法を御覧ください。福生市においての実施内容は次のとおりです。（ア）対象となる子どもは保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設に通っていない、0歳6か月から満3歳未満となります。（イ）利用時間は、子ども1人当たり月10時間を上限とします。（ウ）実施事業所は、児童福祉法第34条の15、第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園とします。（エ）保護者負担は300円程度を標準として各事業所において設定をいたします。（4）事業開始は、先ほどもお伝えしましたとおり、令和8年4月を予定しております。最後に（5）、今後の流れといいたしましては、記載の内容を予定してございまして、令和8年2月の審議会において、利用定員の設定に係る審議を審議会委員の皆様に御審議いただく事案も予定されておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上で説明を終わります。

【委員】（3）実施方法の保護者負担300円程度を標準としてということについて、単位は何ですか。1回なんですか、1か月なんですか。

【事務局】1時間になります。1時間300円。

【委員】これを新しい事業として実施するということですが、これを設置したとして大体どのぐらいの利用の見込みが予想されて、それにかかる予算がどのぐらいかを教えてもらえますか。

【事務局】予算の算出まではまだできていないところが現状です。また、福生市内での利用がどの程度になるかというのも、現時点では把握ができていない状況ではございますが、ニーズといたしまして、計画値は、このたび策定いたしました福生市こども計画117ページに量の見込みを、年齢ごとにそれぞれ記載しております。予算につきましては、まだ計算中という形になります。

【会長】ありがとうございました。他にありますでしょうか。

【委員】確認なのですがこの事業は、福生市独自というよりかは、全国で各自治体で行われるという事業だというふうに理解しておるのですけれども、保護者負担等々、自治体ごとに多少アレンジというか違いはあるけれども、全国の自治体が行われる事業ということでおろしいでしょうか。

【事務局】御指摘のとおり、全国で統一された事業になっておりまして、こちらは国で示された事業内容を福生市でもほぼ同じように実施する予定で記載をしております。

【会長】よろしいでしょうか。そのほか御質問ございますか。

【委員】こども誰でも通園制度が国の施策で、各自治体で行われるということが決まって、今後福生市でも、この通園制度を導入するに当たって、まず各園がどれだけの受入れができるかということの意向の確認から、制度をどのように市で運営していくかというのを決めていく段階で、まだ不透明な状態だとは思いますが、これはこの通園制度自体は、国からこういう感じでやりなさいという大まかなひな形があるのでしょうか。それとも市区町村独自で、福生市はこんな感じですとか、独自の制度として、内容を変えることはできるのでしょうか。

【事務局】大まかな事業の形については、国から示されておりまして、ある程度、同じような事業の形をすることになると思うのですが、自治体ごとに特色を持たせることもできなくはない制度になっております。

【委員】これは例えば福生市内にたくさんある幼稚園や認可保育園等の中で、うちは受入れは無理ですという、保育園側からお断りをするということは可能なのでしょうか。

【事務局】この事業をするに当たってまずは園からやりますよという申請をいただいた後に、それが認可されましらその園での受入れをすることになるという形ですので、全園で、福生市内全園でまずやりますというような計画を立てているわけではないです。これから園に確認意向調査をして、それで受け入れる方針ですというふうに回答していただいた園には御協力いただくという形になります。

【委員】もし希望する園があらわれなかつた場合は、市としてはどういう対応を考えているのでしょうか。

【事務局】実施意向のための事前説明を保育園幼稚園にはさせていただいている状況でして、0園ではなさそうというところです。最終的な意向確認がまだ現時点ではできておりませんので、明確なお答えはできませんが、ただ市内ではやらないといけないので、いくつかの園には御協力いただくことになるのかなという認識であります。

【会長】他にありますでしょうか。

【委員】過去児童館の職員をしていたときに、まさしくこの0歳から3歳児までの幼児を連れた親御さんが児童館を利用したときに、基本的には自分の自宅で子育てをしたいと。だけども、例えばお母さんが自分の病院に行きたいとか、そういった1、2時間をどこかに預けられると、とても助かるんですがという話を聞いたことはあります。児童館としてはそういう機能がなかったので、解消できなかつたんですけども、ほかのサービスはあるとは思うんですけども、そういうニーズはないわけではないのかなと、月10時間程度を1時間300円というところであれば、お母さんのリフレッシュ等のために、保育園という専門のところに預けるというのはお母さんとしても安心するのかなという感じはします。

【事務局】乳児等通園支援事業は、基本的に保護者都合ではなく、お子様の育ちを支援するために御利用いただくというものになっております。病院ですとか、お母様のリフレッシュというところでは、一時預かりの

保育を御利用いただければ、そちらはいつでも空きがある保育園で受けておりますので、ぜひそちらおすすめいただけたらと思います。

【委員】すみません認識不足で。そうするとこの事業は具体的にはどのような利用になるのですか。

【事務局】お子様の育ち、例えば集団でお子さんを保育すると家庭とは違った成長が見られる、そういったところを重視している政策なのかなと認識しております。

6 その他

【事務局】事務局より今後の予定について2点お話をさせていただきます。

まず1点目でございますが、委員の皆様の任期についてでございます。委員の任期が令和7年8月20日までとなっておりすることから、例年どおりですと本日が現在の任期中最後の子ども・子育て審議会となる見込みです。委員の皆様には、福生市の子ども・子育て支援施策に対して多くの御指導や御意見をいただきまして誠にありがとうございました。なお現在公募にて来期に向けまして福生市民の方の委員を募集しております。公募の委員におかれましては引き続き委員をしていただける方がいらっしゃいましたら御応募いただければと存じます。募集は6月23日月曜日から開始しております、7月11日金曜日まででございます。詳細は、広報6月15日号または、市ホームページを御覧いただくか、事務局までお声がけいただければと存じます。

続いて2点目でございますが、次回の審議会についてでございます。次回、令和7年度第2回福生市子ども・子育て審議会は、現在予定しているもの以外に新たな審議事項が発生しなければ、令和8年2月頃を予定しております。新たな任期での最初の審議会になるため、全員に対しまして委嘱状の交付を行います。また、8月20日をもって委員を退任される方につきましては、第2回審議会の中で感謝状の贈呈を予定しております。感謝状は、子ども・子育て審議会委員を1期3年間以上務められた方に対しまして、贈呈するものでございます。該当される方には改めて通知を送らせていただきますので、御出席いただきますようお願いいたします。

【会長】そのほか何かございましたらどうぞ。

【委員】今日の会議も含め、子育てに対して、すごく真摯にやっていただいているという思いはあります。反面、やはり少子高齢化は止まらなくて、これだけ市のほうで一生懸命やってくださっているのにかかわらず、子どもの人口は減っていますよね。なのでやはり、さらに色々なこともしていかなくてはいけないのではと思います。その中の一つで、ふくナビというアプリについて、とてもいいものだと思いますが、表示がごみとイベント二種類しかないですよね。これ子育てってもう1個作れないのかなと。今イベントの中に、子育てのイベントも全部入っていますが、だとするならば子育て専門で1個作って、今この子育てのメニューには赤ちゃんのマークがついていますが、例えば新生児だったら赤、保育園児だったらピンクとか、小学校は黄色になってという感じで色分けしていく、より細かく、どの年代にあてた情報なのかというのが子育てしている人たちが分かりやすいようにしては。小学生・中学生で色分けをするとか、全世代対象だったらレインボーにするとかして、少しでもこの政策は、子育ての世代の方々にあてたものでないと分かるようにきめ細かくやってもらえると。特に皆さん、このアプリ便利な反面、僕もそうですが、ほぼごみのほうしか見ないです。イベントというひとくくりにしないで、子育てという項目をつくっていただいて、さらにそれを細かく必要な自分たちの子どもがいる年代を色分けでもして伝えてもらえるとより、今後福生に人を子どもを呼び込むような、より今の順位がそのまま保てるような企画になるのかなと思うので、一つの意見として言わせていただきました。

【事務局】御意見どうもありがとうございます。DXは情報政策課や秘書広報でいろいろ検討しているところでございます。御存じでもあるかと思うんですけど福生市の公式LINEアカウントもありますし、更新したばかりなのでそちらに力を入れているような状況でございます。ふくナビにつきましても色々な御意見をいただいているところですが、今後情報発信をしていく方法については、整理をしていくようなことも検討しているようでございますので、ふくナビにつきましては今頂いた御意見、子ども子育ての

ところのページはございますが、より分かりやすく見やすいようにしていくのか。それともLINEに統合していくのかとかというのを今検討しているところで、いただいた御意見を踏まえて、また調整をしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

【委員】LINEだと量が多く過ぎていろんな情報が来過ぎて、使っていますが、自分のものに当てはまるかどうか見られないんですよ。だから、例えば僕のところに何歳の子どもがいると分かってその方に有益だなという情報が届いてくれれば見るのですが、そうではなく、関係ない情報も全部入ってきてている状況。そうすると見落としてしまうことも出てくると思うので、そういう意味では、色分けするとか自分からこれ僕が当てはまるなって分かるような情報をピンポイントに送るには、ふくナビの方がいいのかなと思った次第です。

【会長】ありがとうございます。そのほか何かございましたらどうぞ。

【委員】二つあります、一つは出来上がったこの子ども計画・概要版・やさしいことば版・アクションプラン、それぞれの印刷部数と、増版する予定がありますかということ。何でそんなことを聞くかというと、こども計画できたんですということを、自分がプレイパークとか色々な活動をしている関係者の中で言うと、すごく読みたいという方がいるんですね。もちろんペーパーレスの時代ですからデータでダウンロードしてということはあるんですけども、せっかくここまでよくできているので、そういう方に届けたいなと思うと、そういうふうに配布してもいいだけのものはありますかということをまず一つ目聞かせていただきたい。

【事務局】委員がおっしゃるとおり、市の他の計画も含め、今この御時世、環境配慮の面からも印刷は多くはない状況です。ホームページ等にデータでアップをさせていただいておりますので、不特定多数の方に冊子をお配りするというのはなかなか難しい状況でございます。市のストックも少ない状態ですので、もしお問合せ等があれば、電子データで御対応いただくような形で御案内いただけると助かります。

【委員】このやさしいことば版も難しいですか。

【事務局】そうですね。こども計画の印刷部数についてでございますが、計画本体と概要版につきましては50部、やさしい言葉につきましては300部製本いたしました。以上でございます。

【委員】二つ目です。自分が間接支援委託事業として関わっておりますふっさプレイパークの夏の7月8月9月版のチラシが出来上がりましたので、皆さんに配付させていただきます。

【委員】ふっさプレイパークを創る会の代表をしております。今皆さんにチラシをお配りさせていただきました。市にもたくさん支援いただいているのですが、昨年度までは、奇数月が1日プレイパーク、偶数月がプチプレイパークという乳幼児向けのイベントをそれぞれ毎月行っていたのですが、今年度から1日プレイパークを毎月第3日曜日に中福生公園で実施しています。印刷の関係で前期と後期、特に前期に関しては、春夏で分かれてしましましたが、夏の間、7月8月9月と行っておりまして、8月9月あたりは夏休み等もありますので、是非周りのお子様、もし興味があればぜひ遊びに来ていただきたいというものです。後半、10月以降の予定に関しましては、1日プレイパークに関しては毎月やる予定ではおりますが、どこでやるか等具体的に予定がまだ決まっておりませんので、追ってチラシを印刷しまして、各児童館等を通じて皆様に配布できればと思っております。

【会長】ありがとうございます。そのほか何かございましたらどうぞ。

【委員】今日がおそらく任期の最後の審議会ということで、私は公募の市民代表なので福生市に住んで福生市の政策を直接、恩恵を受けている立場で審議会に参加させていただいております。福生の広報ふっさを、目

を通すと、この審議会で皆さんがあつた意見をしたことが、あれ、あのとき話したことがここにお知らせとして載っているなとか、例えばそれは子ども食堂の特集が行われていたりとか、あとは残念ながら資料では評価がB評価ではあったんですけども、「子育てするならふっさ」に力を入れなければいけないという話をこの審議会内でした時に、そのためには子育てのできる住宅が福生市に潤沢にないといけないという話にもなって、その時にも委員の皆さんで活発な意見が出たんですけども、そしたらこの間広報に、子育て住宅の支援をしますみたいなことが出てきたり、あとは福生市は多国籍の子どもや住民が多いということで、そういう方たちと一線を画さないで触れ合える場の必要性もこの審議会で取上げたと思うんですけども、それも新しくできたと広報で拝見しました。審議会のこの場では、やはり部署が、それは担当がどこの課で、それはまた別の課でと言われて、そこで止まってしまうのかなと思っていましたが、ここでの意見がきちんと吸い上げられて、結果として、市の皆さんのが頑張って色々なことを考えて実現してくれていることに、市民として、非常にありがとうございましたのでここで一言お礼を伝えさせていただきたいです。

【会長】ありがとうございました。いろいろな意見を出していただきました。

これで本日の議題は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和7年度第1回福生市子ども・子育て審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会)